

皆様のご意見をお寄せ下さい

パブリックコメント 概要

①(仮称)町田市風致地区条例(案)

問 都市政策課 ☎724・4248
FAX050・3161・5502

国が進める地域主権改革に伴い、現在、東京都が行っている風致地区内での建築物の建築等の規制(許可)の権限が町田市に移譲されることにより条例を制定するものです。

(仮称)町田市風致地区条例(案)の概要

- <目的>**
都市計画法に基づいて定められた、風致地区内における建築物の建築等の行為について、都市の風致を維持するための規制を定めます。
- <内容>**
- 風致地区内で、許可を受けなければならない行為を規定
 - ①宅地の造成、②木竹の伐採、③土石の類の採取、④水面の埋立てまたは干拓、⑤建築物の建築、⑥建築物の色彩の変更、⑦屋外における土石、廃棄物の堆積等
 - 許可を要しない行為を規定
 - ①道路交通の安全のため必要な施設の設置・管理に係る行為、②上下水道の設置・管理に係る行為等
 - 許可の基準に関する規定
 - 調査のための立ち入り規定
 - 監督処分規定
 - 罰則規定

パブリックコメント 概要

②町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正(案)

問 建築開発審査課 ☎724・4395
FAX050・3161・5899

「町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」は、制定から20年以上が経過し、この条例に関する社会情勢が変化したため、条例改正を進めています。

町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正(案)の概要

- <目的>**
土砂等の不法投棄を抑制し、土砂災害の発生防止や生活環境の保全のため、条例を改めます。
- <内容>**
- 条例の実効性向上のため、許可の基準等を改正
 - 土地所有者の責務を新たに規定
 - 埋立て等を行うために、事業主の資力及び信用が必要となることを新たに規定
 - 埋立て等を行うために、工事施工者の能力が必要となることを規定
 - 条文全体の規定及び文言の整理
 - 条例に基づく許可を取得せずに埋立て等を行った場合等の罰則規定を強化
 - 条例の適用除外となる埋立て等を新たに規定

ご意見の提出方法

案件名	①(仮称)町田市風致地区条例(案)	②町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正(案)
担当課	都市政策課(〒194-8520、森野2-2-22、市役所本庁舎8階、☎724・4248 FAX050・3161・5502) mcity1180@city.machida.tokyo.jp	建築開発審査課(〒194-8520、森野2-2-22、市役所本庁舎8階、☎724・4395 FAX050・3161・5899) mcity1190@city.machida.tokyo.jp
募集期間	8月9日(金)まで	
資料の閲覧・配布	条例(案)は町田市ホームページに掲載しています。また、次の窓口で閲覧及び資料配布を行っています。各窓口で開庁日・時間が異なりますのでご注意ください。 (配布場所) 市政情報課(市役所本庁舎1階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、都市政策課(市役所本庁舎8階)、建築開発審査課(市役所本庁舎8階)、各市民センター、木曽山崎・玉川学園の各コミュニティセンター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター	
意見等の提出方法	郵送、FAX、Eメール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出して下さい。郵便の場合は配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。	

—注意事項—
書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、案件名を明記して下さい/電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません/ご意見への個別の回答は行いません/公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします/寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き、2013年10月下旬に公表します。

モノレールが走る 未来のまちだ

絵画コンクール作品募集

多摩都市モノレールの町田方面への延伸に向けて、市では、今年2月に市と市内関係団体で構成する「多摩都市モノレール町田方面延伸協議会」を設立する等、各種の取り組みを行っています。

今回、延伸の早期実現の機運向上を目的として絵画コンクールを実施します。優秀作品は、市内で実施するモノレールPRイベント等(市役所本庁舎でも実施)で展示するほか、町田市ホームページや印刷物にも掲載する予定です。

絵画を募集します

対市内在住、在勤、在学の方
作品テーマモノレールが走る
未来のまちだ(20〜30年後の町田の街・自然とモノレール)

賞状と副賞を贈ります。また、応募者全員に記念品を進呈します。

優秀賞(各部門3人)
※市長賞、優秀賞の受賞者に町田市に帰属します。

町田市の裏面に住所、氏名、電話番号、年齢、学生の方は学校名、学年も明記し、9月7日まで(必着)に、直接または郵送で企画政策課(〒194-8520、森野2-2-22、市役所本庁舎4階)へ。
※作品は折り曲がらないようにして下さい。
※応募作品は返却しません。
※作品の著作権、使用権は、町田市に帰属します。

問 企画政策課 ☎724・2103 FAX050・3085・3082

明日のあなたを考えると

国民年金のご案内

公的年金制度は、老齢や障がいの状態になった時等に、お互いに助け合う制度です。

外国人住民の方に 住民票コードが付きました

7月8日から、外国人住民の方に、住民票コードが付きました。

これにより、住民基本台帳カードの交付や、コンビニエンスストアでの証明書交付など、住民基本台帳ネットワークを利用したサービスが受けられます。

住民票コードは、無作為に選ばれた1桁の数字で、他の人と重複することはありません。

詳細は、市民課(市役所本庁舎1階)の窓口でお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご覧ください。

問 市民課 ☎724・2123 FAX050・3085・6262

国民年金保険料(2013年度)

納付方法	保険料	割引金額
納付書各月払、口座振替各月払、クレジットカード各月払	1万5040円	-
口座振替各月早割払	1万4990円	50円
納付書半年前納払、クレジットカード半年前納払	8万9510円	730円
口座振替半年前納払	8万9210円	1,030円

年金請求の手続き・相談

種別	対象者	申請先
老齢基礎年金	国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方	保険年金課国民年金係
	国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加算していた期間があり、受給権のある方	八王子年金事務所・町田年金相談センター
障害基礎年金	国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある方	保険年金課国民年金係
	国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある方	八王子年金事務所・町田年金相談センター
遺族基礎年金	国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方が亡くなった場合、子のある妻か子(子が18歳未満)	保険年金課国民年金係
寡婦年金	第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻	保険年金課国民年金係
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなった場合、その方と生活を共にしていた遺族	保険年金課国民年金係

※各年金の受給要件等について、詳しくは申請先にお問い合わせ下さい。
※年金を受給するためには、ご本人からの請求が必要です。

保険料のお支払い方法

2013年度の保険料額は定額で、1か月1万5040円です。納付書を使って、銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアでお支払い下さい。市役所・市民センターや、年金事務所ではお支払いできません。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行しますので、ご連絡下さい。

保険料のお支払いは、口座振替やクレジットカードもご利用いただけます。口座振替で前納の場合等は、割引があります。

ります(左上表参照)。
口座振替をご希望の場合は、金融機関または年金事務所まで手続きをして下さい。なお、クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所のみでの手続きになります。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所(☎042・626・3511)へお問い合わせ下さい。

問 保険年金課 ☎724・2107 FAX050・3101・6078

お支払いが困難な場合は

保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細は町田市保険年金課国民年金係へお問い合わせ下さい。

問 保険年金課 ☎724・2107 FAX050・3101・6078

お出かけの際にご利用下さい

市民バス「まちっこ」
地域コミュニティバス「玉ちゃんバス」「かわせみ号」

運行ルート等の詳細は町田市ホームページをご覧ください。
お問い合わせ下さい。

問 交通事業推進課 ☎724・4261 FAX050・3161・6322